

大手町常盤橋街区における維持保全工事に係る
基礎資料収集（希望調査）の実施について

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部が所轄する大手町土地区画整理事業（常盤橋街区）における維持保全工事に係る基礎資料の収集（希望調査）を次のとおり実施します。

1. 維持保全工事について

- (1) 維持保全工事とは、緊急性のある軽微な公共施設等の維持保全工事で、別紙の調査対象工事区分表の工事内容の1件200万円未満の工事です。
- (2) 基礎資料収集の受付を完了し有資格者となった者と当機構において、事前に「大手町常盤橋街区に係る維持保全工事に関する協定書」（別添）を締結することとなります。ただし、協定締結時に提示する維持保全工事複合単価等に不服等がある場合には、協定の締結を辞退することも可能です。
- (3) 協定締結後、維持保全工事の注文を当機構から受けたときは、これに応ずるものとし、善良な管理者の注意をもって、迅速かつ確実に工事を施工するものとします。ただし、対応する技術者がいない等で施工が困難な場合は、受注を辞退することも可能です。

2. 調査対象工事区分等

- (1) 大手町常盤橋街区維持保全工事対象箇所において、平成29年7月1日から平成29年12月31日までの間、発注が見込まれる維持保全工事に係る工事区分（別紙）を対象とします。
- (2) 調査は基礎資料収集資料（以下「基礎資料」という）の当機構への提出により行います。

3. 基礎資料の提出要件

当機構東日本地区における平成29・30年度の建設工事競争参加資格の認定（舗装）を受け、当機構が別紙に定める要件（地理的条件・技術的適性等）を満たしている者とします。

なお、平成29・30年度の建設工事競争参加資格の認定を受けていない者についても、随時登録申請を併せて行うことにより基礎資料の提出を認めますが、当該資料受付工事区分に必要な認定が受けられなかった場合には、提出された基礎資料は無効とします。

4. 基礎資料の作成要領の交付

基礎資料は当機構東日本都市再生本部のホームページからのダウンロードにより平成29年6月8日（木）から平成29年6月21日（水）の間交付します。

5. 基礎資料の受付

(1) 受付

① 受付方法 簡易書留による郵送 ※持ち込みによる提出は不可

② 受付期間

平成29年6月15日（木）から平成29年6月21日（水）まで【17時必着】

③ 送付場所

〒163-1313 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー15階

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 基盤整備部 基盤整備第1課

(2) 追加受付

① 受付方法 (1) ①と同じ。

② 受付期間

平成29年7月3日（月）から平成29年12月13日（水）まで

③ 送付場所 (1) ③と同じ。

(3) 基礎資料に関するヒアリング等

施工実績の確認等を目的として、ヒアリング等を行うことがあります。

6. その他

(1) この調査は、調査対象工事の指名の基礎資料とするために行うものであり、基礎資料提出者への指名を約束又は予定するものではありません。

(2) 提出された基礎資料の内容が虚偽である場合は、当該資料を無効とし、指名停止要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。

(3) 提出された基礎資料を受領後、調査非対象者と判明した場合は、その旨を通知し基礎資料を返却しますが、それ以外の場合は、原則として返却しません。

(4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者は、基礎資料を提出できません。

以 上

《本掲示に関する問合せ先》

工事種別及びその他一般事項

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

基盤整備部 基盤整備第1課 03-5323-0478

この図は、道路の平面図を示し、様々な区画と距離を詳細に示しています。主要な要素として、

- 滞留車線長**: 待ち行列の長さ。例: No. 0 (L=37m), No. 2 (L=30m), No. 3 (L=37m), No. 4 (L=30m), No. 5 (L=37m), No. 6 (L=30m), No. 7 (L=37m), No. 8 (L=30m), No. 9 (L=37m)。
- 本線シフト長**: 主線のシフト長さ。例: No. 1 (L=35m), No. 2 (L=35m), No. 3 (L=35m), No. 4 (L=35m), No. 5 (L=35m), No. 6 (L=35m), No. 7 (L=35m), No. 8 (L=35m), No. 9 (L=35m)。
- 減速車線長**: 減速レーンの長さ。例: No. 1 (L=20m), No. 2 (L=20m), No. 3 (L=20m), No. 4 (L=20m), No. 5 (L=20m), No. 6 (L=20m), No. 7 (L=20m), No. 8 (L=20m), No. 9 (L=20m)。
- 右折滞留車線合算長**: 右折待ち行列の合計長さ。例: No. 1 (L=95m), No. 2 (L=95m), No. 3 (L=95m), No. 4 (L=95m), No. 5 (L=95m), No. 6 (L=95m), No. 7 (L=95m), No. 8 (L=95m), No. 9 (L=95m)。

また、図には「都道部管理範囲（一建）」と「区道部管理範囲（千代田区）」という二つの管理区域が色で区分けされています。

調査対象工事区分表

(別 紙)

大手町常盤橋街区維持保全工事に係る基礎資料収集対象工事区分表

工事種別	工事区分	工事内容	機構の定めた要件		
			格付	地理的条件	技術的適性
舗装	維持保全工事	・防災(土のう積み等)工 ・舗装工及び舗装補修工 ・街渠工及び街渠補修工 ・道路安全施設設置及び補修工 ・道路標示(白線引)工 ・その他上記に類する工事として 当機構が認めるもの	—	下記に本店、支店又は営業所があること。 東京都千代田区、中央区、港区	工事内容に記載した同種工事について、過去10年間に元請けとしての施工実績を有すること。

維持保全工事における基礎資料の作成要領

今回の基礎資料収集は、当機構東日本都市再生本部（以下「当本部」という。）における事業見込みを基に、「平成29・30年度建設工事競争参加資格」の認定を受けた者から、基礎資料を収集するもので、以下の点に留意し作成して下さい。

なお、地理的条件及び技術的適性等については、調査対象工事区分表により定める条件をよく確認した上で資料を作成してください。

1 基礎資料の提出について

- (1) 基礎資料の提出先は、当本部基盤整備部基盤整備第1課です。
- (2) 基礎資料は、「提出書類一覧」により確認の上、提出してください。（チェック欄を使用し、書類に不足がないようご注意ください。）
- (3) 添付資料を含め、基礎資料はすべてA4サイズで作成してください。

2 当該地域における本店、支店及び営業所等所在地について

工事区分に対応する工事種別についての建設業許可を受け、かつ、地理的条件に定める条件を満たす本店、支店及び営業所等（以下「本店等」という。）のうち、いずれか1つを記入してください。

なお、単なる作業場、資材置場等、建設業法上の営業所に該当しないものは記入できません。また、提出に際しては、当該本店等を申請した建設業許可申請書の写し（様式第一号及び別紙二（2）の写し）を添付してください。

3 技術者の配置状況等について

- (1) 技術者（建設業法第26条に指定する技術者であって、それぞれの資格要件を満たす者）の配置状況は、工事種別における主任技術者及び監理技術者のそれぞれの総数を記入してください。
- (2) 監理技術者が在籍している場合は、少なくとも1人の監理技術者資格者証の写し（表・裏）を添付してください。なお、監理技術者の配置の無い者は、その理由を選択してください、

4 過去10年間における施工実績について

- (1) 実績については、技術的適正に定める内容で、元請としての工事实績を記入して下さい。
- (2) 施工実績は、基礎資料の提出日の属する年度の前年度末までに完了している工事が対象となりますが、個別工事の規模等により相応の施工実績の有無を確認して指名の基礎資料とするため、複数の施工実績がある場合は、最も金額の高いものを記入してください（共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合に限ります。）。
- (3) 施工実績に記入した工事については、元請としての実績であることが証明できる書類（例：工事請負契約書の表紙（鑑）、特定元方事業者の事業開始報告書等）の写しを添付してください。
- (4) 過去10年間とは、基礎資料の提出日の属する年度の前年度から過去10年度分とします。
- (5) その他、技術的適性欄に記載されている内容について、証明できる資料を添付して下さい。
- (6) 添付資料等に関して、原本の提示や資料の追加を求めることがあります。

5 その他

- (1) 本調査は、維持保全工事の単価契約に係る指名の基礎資料とするために行うものであり、基礎資料提出者への指名を約束又は予定するものではありません。
- (2) 基礎資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 会社更生法又は民事再生法の手続を申し立てている者も基礎資料を提出できますが、競争参加資格に係る再審査で認定されるまでは、(1)の基礎資料としません。
- (4) 営業停止中又は指名停止中の者も基礎資料を提出できますが、当該停止期間中は(1)の基礎資料としません。
- (5) 提出された基礎資料に虚偽の記載がある場合は、当該資料を無効とし、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。
なお、虚偽の記載により基礎資料を提出し、受注した工事がある場合には、当該工事は施工実績として認めません。
- (6) 提出された基礎資料は返却しません。ただし、受付後、調査非対象者と判明した場合は、その旨を通知し、資料を返却します。
- (7) 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)の施行により、当機構が取得した文書(例：工事希望調査提出資料など)は、開示請求者(例：会社、個人など「法人・個人」を問わない。)から請求があった場合には、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書となります。
- (8) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと。※定義については、当機構ホームページ(<http://www.ur-net.go.jp/order>)に掲載。
- (9) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。
 - ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- (10) 申請者が自ら常時雇用する役職員に土木施工管理技士(1級もしくは2級)の資格を有する者が1名以上いることとし、対象となる役職員の雇用関係とその資格を証明できるものを添付すること。
- (11) 当本部発注の工事成績について、資料の提出期限日前1年以内の期間において60点未満のものがないこと。

以 上

維持保全工事に係る基礎資料調査票(様式)

大手町常盤橋街区

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部長 殿

この調査資料(及び添付書類)の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

商号又は名称	社印
〔記入者名〕	
〔連絡先〕	
〔メールアドレス〕	@
〔登録番号〕	

1 工事希望

工事種別

舗装

工事区分

維持保全工事

2 地理的条件に合致する本店、支店及び営業所等所在地

営業所等 名称	郵便番号	所在地
	電話番号	FAX番号

注意 営業所等の所在地については提出時に建設業許可申請書の写し(様式第一号及び別紙二(2)の写し)を添付して下さい。

3 技術者の配置状況

	主任技術者	監理技術者
総 数		

注意 監理技術者は少なくとも1人の監理技術者資格者証の写しを添付して下さい。

・監理技術者を配置していない場合、理由を○で囲んで下さい。

1 一般建設業	2 特定建設業であるが、下請契約を建設業法で定める金額以下で実施する予定
---------	--------------------------------------

4 過去10年間における元請け施工実績

実績	工事区分	工事場所	工事名称	発注機関	工事概要	請負金額 (百万)	工期
地域内							
地域外							
民間							

注意: 工事实績については、提出時に元請けであることが証明できる契約書若しくは上記内容が確認できる書類の写しを一部添付して下さい。(例: 契約書、特定元方事業者の事業開始報告書、CORINS(コリンズ)登録証と工事カルテ、契約図書、施工計画書等のいずれかのうち、工事の元請であること及び工事概要を証明できる書類)

なお、民間施工実績については、併せて発注者証明書等の写しを添付してください。

＜記入例＞
維持保全工事に係る基礎資料調査票(様式)

大手町常盤橋街区

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部長 殿

この調査資料(及び添付書類)の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

商号又は名称	(株)都市建設 社印
〔記入者名〕	機構 太郎
〔連絡先〕	03-1234-5678
〔メールアドレス〕	abcde@fgh.ne.jp
〔登録番号〕	123456

1 工事希望

工事種別	工事区分
舗装	維持保全工事

競争参加資格認定通知書の登録番号をご記入ください。

2 地理的条件に合致する本店、支店及び営業所等所在地

本支店及び営業所等の名称	●●支店	郵便番号	123-4567	所在地	●●区●● ○-○-○
		電話番号	031-1234-5678	FAX番号	03-1234-5688

注意 営業所等の所在地については提出時に建設業許可申請書の写し(様式第一号及び別紙二(2)の写し)を添付して下さい。

3 技術者の配置状況

両方の資格を有する場合両方にカウントしてください。

	主任技術者	監理技術者
総数	8	6

注意 監理技術者は少なくとも1人の監理技術者資格者証の写しを添付して下さい。

・監理技術者を配置していない場合、理由を○で囲んで下さい。

1 一般建設業	② 特定建設業であるが、下請契約を建設業法で定める金額以下で実施する予定
---------	--------------------------------------

監理技術者を配置していない場合、理由を(1, 2どちらか)○で囲んで下さい。

4 過去10年間における元請け施工実績

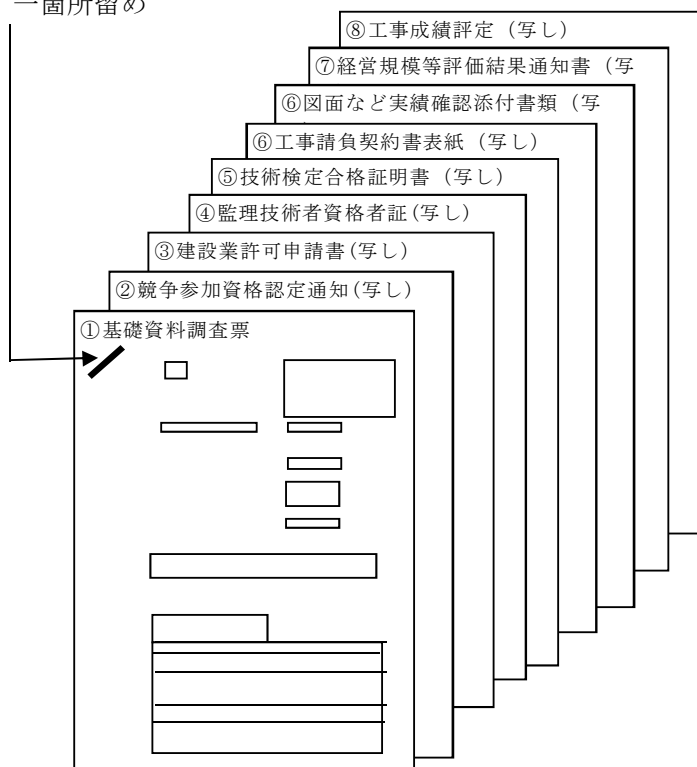
実績	工事区分	工事場所	工事名称	発注機関	工事概要	請負金額(百万)	工期
地域内	維持保全工事	●●区	○○地区3-2工区維持管理工事	都市機構	防災施設工 L=150m 除草工 A=4000㎡	7	H23.8.1~ H24.3.10
地域外	維持保全工事	●●区	××道路補修工事	●●区	街渠補修工 L=300m 舗装補修工 A=3000㎡	20	H23.5.3~ H23.12.20
民間	維持保全工事	●●区	●●病院維持管理工事	●●病院	除草工 A=27000㎡ 樹木剪定 一式	12	H25.2.1~ H25.8.10

注意 工事実績については、提出時に元請けであることが証明できる契約書若しくは上記内容が確認できる書類の写しを一部添付して下さい。(例: 契約書、特定元方事業者の事業開始報告書、CORINS(コリンズ)登録証と工事カルテ、契約図書、施工計画書等のいずれかのうち、工事の元請であること及び工事概要を証明できる書類)

なお、民間施工実績については、併せて発注者証明書等の写しを添付してください。

【資料のセット方法】

ホチキス
一箇所留め



- ①維持保全工事に係る基礎資料調査票—— 1 部
- ②平成29・30年度競争参加資格認定通知（写し）
—— 1 部
- ③建設業許可申請書（様式第一号及び別紙二（2）の写し）
—— 1 部
- ④監理技術者資格者証（写し）（表・裏）—— 1 部
- ⑤技術検定合格証明書（写し）—— 1 部
- ⑥施工実績確認資料—— 工事毎に 1 部
 - （i）工事請負契約書表紙（写し）
又は特定元方事業関係報告書（写し）
 - （ii）図面など（写し）
調査票等で定める書類
- ⑦経営規模等評価結果通知書（写し）
- ⑧工事成績評定（写し）

別途、担当者の方の名刺を1枚ご提出ください。

提出書類一覧

書 類 名 等		確認
①	維持保全工事に係る基礎資料調査票(様式)	☐
②	平成29・30年度競争参加資格認定通知(写し)	☐
③	建設業許可申請書	
	イ. 様式第一号(写し)	☐
	ロ. 別紙二(2)(写し)	☐
④	監理技術者資格者証(写し)【表・裏】	☐
⑤	1級又は2級技術検定合格証明書(写し)	☐
⑥	施工実績確認資料 (添付資料の詳細は【工事種別「土木」に係る調査票(様式)】の注意参照)	
	イ. 工事請負契約書表紙(写し)又は特定元方事業の事業開始報告書(写し)等、元請けであることが証明できる書類	☐
	ロ. 図面(写し)等、工事概要を証明できる書類	☐
⑦	経営規模等評価結果通知書(写し)	☐
⑧	工事成績評定(写し)	☐
別途	名刺	☐

大手町常盤橋街区に係る維持保全工事に関する協定書

工事種目 別紙「維持保全工事複合単価集」
担当地区 大手町常盤橋街区
協定期間 平成29年 7月 1日から
平成29年12月31日まで

頭書の工事について、発注者独立行政法人都市再生機構と受注者とは、次のとおり協定を締結する。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年6月30日

発注者 東京都新宿区西新宿6-5-1
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

印

受注者

印

(総則)

第1条 受注者は、この協定に従い、道路、公園等の公共施設の現状を維持保全するために必要な工事（以下「工事」という。）について発注者の注文を受けたときは、これに応ずるものとする。

(工事の施工の進め方)

第2条 受注者は、この協定書、別途発注者の指示する標準設計書、図面及び特記仕様書並びに独立行政法人都市再生機構工事共通仕様書に基づき、善良な管理者の注意をもって、迅速かつ確実に工事を施工するものとする。

(工事の発注)

第3条 発注者は、工事の発注を行うときは、発注者の定める「維持保全工事発注書」及び「維持保全工事発注通知書」（以下「工事発注書等」という。）を、それぞれ1部受注者に交付するものとする。

2 受注者は、前項の規定による工事の発注を受けた場合において、発注者が要求したときは、速やかに、発注者の定める請書を発注者に提出するものとする。

3 発注者は、工事の内容により必要と認めたときは、発注者の定める工事請負契約書により発注者と受注者との間に工事請負契約を締結して工事の発注を行うものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、特に緊急を要する工事については、発注者は、受注者に電話その他により口頭で発注することができる。この場合においては、発注者は、事後速やかに、受注者に対して工事発注書等を交付するものとする。

（工期）

第4条 受注者は、工事発注書等の交付を受けたときは、当該工事発注書等に指定された工期（以下「工期」という。）内に工事を施工し、完了させなければならない。

2 受注者は、受注者の責めに帰することができない理由又は正当な理由により、工期内に工事を完了させることができないときは、速やかに、その理由及び延長希望日数等を詳記した書面により発注者に通知し、その了解を得なければならない。

3 発注者は、前項の規定による通知があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（監督員）

第5条 発注者は、受注者の工事の施工状況について監督し、又は指示する監督員（以下「監督員」という。）を定めるものとし、監督員を定めたときは、受注者に通知するものとする。監督員を変更したときも、また同様とする。

（工事施工上の注意）

第6条 受注者は、工事の施工について、監督員の指示に従うものとする。

2 工事中材料の品質又は規格その他工事の施工に関して明らかでない事項については、受注者は、監督員と協議して定めるものとする。

3 受注者は、工事中材料のうち、調合を要するものについては、監督員の立会いを得た上で調合したものを使用するものとする。

4 受注者は、水中又は地下に埋設する工事その他完了後外面から明視することができない工事を施工するときは、監督員の立会いを得た上で施工するものとする。

5 電気、ガス又は水道の使用に関し、あらかじめ発注者からその使用料を受注者の負担とする旨の指示を受けたときは、受注者は、発注者の請求によりこれを発注者に支払わなければならない。

（完了検査及び引渡し）

第7条 受注者は、工事が完了したときは、完了届（発注者の定める「維持保全工事発注書」に附属するものをいう。）を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

2 受注者は、前項の検査の結果、発注者から補修又は改造を命ぜられたときは、遅滞なく補修又は改造を行い、発注者の再検査を受けなければならない。

3 工事目的物は、第1項の検査又は前項の再検査の結果、発注者が合格と認めた時をもって、発注者に引渡されたものとする。

(請負代金額の算定)

第8条 この協定に基づく工事の請負代金額は、別紙「維持保全工事複合単価集」に定める単価により算定するものとする。

2 前項の単価によることができない工事については、発注者と受注者とが協議して請負代金額を定めるものとする。

3 材料費の変動等により第1項の単価の改定が必要と認められるに至ったときは、発注者又は受注者は、当該単価の改定を相手方に申し入れ、発注者と受注者とが協議してこれを改定するものとする。

(請負代金の支払い)

第9条 工事の請負代金の支払いは、各月分を一括して毎月1回行うものとする。

2 受注者は、当月の第7条第1項の検査又は同条第2項の再検査に合格した工事の請負代金支払請求書(発注者の定める「維持保全工事発注書」に附属するものをいう。以下同じ。)を一括して、翌月10日までに発注者に提出するものとする。

3 発注者は、受注者から請負代金支払請求書を受領した日から起算して14日以内に、請負代金を受注者に支払うものとする。

(瑕疵担保)

第10条 発注者は、目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めて、その瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え、若しくは補修とともに、損害の賠償を請求することができるものとする。

2 前項の規定による瑕疵の補修又は損害賠償の請求は、第7条第3項の規定による引渡し完了した日から2年以内にこれを行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 受注者は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第12条 受注者は、この協定に基づく工事の施工の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、やむを得ず工事の施工の一部を第三者に委託し、又は請け負わせなければならないときは、あらかじめ、書面による発注者の承諾を得なければならない。

(特許権等の使用)

第13条 受注者は、特許権その他の第三者の権利の対象となっている施工方法等により工事を施工するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(損害賠償)

第14条 受注者は、工事の施工に伴い、受注者の責めに帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えた場合には、これを賠償しなければならない。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第15条 受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、工期内に工事を完了することができない場合には、発注者の定める「維持保全工事発注書」に定める金額につき、延滞日数に応じ、年(365日当たり)5パーセントの割合で算定した額を延滞金として、発注者に支払わなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第15条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この協定期間中に発注した総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この協定に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この協定に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされているとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この協定が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この協定に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年（365日当たり）5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（相殺）

第16条 受注者がこの協定に基づく賠償金又は延滞金を発注者の指定する期間内に発注者に支払わないときは、発注者は、その金額と工事に係る請負代金額とをその対当額について相殺し、なお不足を生ずるときは、追徴することができる。

（通知事項）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、書面でその旨を発注者に通知しなければならない。

一 営業を廃止し、又は休止しようとするとき。

二 組織を変更しようとするとき。

三 氏名若しくは名称を変更したとき、又は代表者に異動があったとき。

四 電気事業、ガス事業又は水道事業の事業者からこれらの工事について施工が認め

られている場合において、これを取り消されたとき。

五 法令に基づき工事の施工について一定の資格を必要とする場合において、専属する有資格者に異動があったとき。

(協力義務)

第18条 受注者は、工事の施工に当たっては、発注者が発注する他の業務を担当する業者との友好及び協力に努め、円滑に工事を施工しなければならない。

(発注者の解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告によらないでこの協定を解除することができる。

一 受注者の責めに帰すべき理由により、工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 正当な理由がなく、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。

三 工事の施工に当たって、不正又は不当な行為があったとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、この協定に違反し、その違反により協定の目的を達することができないとき。

五 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの協定を解除したときは、工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相当する額を受注者に支払い、その引渡しを受けることができる。

（ 契約が解除された場合等の違約金）

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（協定期間の更新）

第20条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、頭書のとおりとする。

（その他）

第21条 この協定に定めのない事項に関しては、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

以 上